

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月11日 07時00分ごろ
発生場所	宮崎県日南市外浦港東方沖 鞍埼灯台から真方位245° 1,580m付近 (概位 北緯31°30.5′ 東経131°24.1′)
事故の概要	プレジャーボートひむかは、南進中、また、漁船たいよう丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年4月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ひむか、19トン 290-67239宮崎、個人所有 B 漁船 たいよう丸、4.2トン MZ3-30636（漁船登録番号）、個人所有 第243-40338号（検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口及び擦過傷等 B 右舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、鹿児島県種子島付近の釣り場に向けて日南市油津漁港の係留地を出航し、船長Aが操舵室で立って手動操舵で操船に当たり、同乗者が操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、約30ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した。 船長Aは、目視で見張りをしていたところ左舷船首方にB船を認め、B船が北進するように見えたので、B船とは互いに左舷を対して安全に通過できると判断し、その後はB船の動静を確認しないまま、前路を見ながら航行を続けた。 船長Aは、ふと左舷方に目を向けたところ、左舷船首方約150mに、A船に向かって西進するB船に気付き、衝突の危険を感じて右舵一杯とするとともに機関を後進としたが、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、遊漁船業にも従事する漁船で、船長Bが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せて日南市栄松港の係留地を出航し、釣り客全員を

	<p>日南市大島に瀬渡しした後、大島西方沖でうつぼ漁を行うこととし、大島東方から南方を回って大島西方沖の漁場に向かった。</p> <p>船長Bは、大島西方に至り、漁場に向けて約4knの速力で西進を始め、目視で見張りをを行いながら手動操舵で操船に当たり、西進開始前に周囲に航行の支障となる他船を認めず、また、西進開始後も前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる他船はいないと思い、後部甲板で漁に使用する仕掛けの準備を行うこととした。</p> <p>船長Bは、時折、操縦区画に移動して前路の見張りや操船を行い、後部甲板で仕掛けの準備を行いながら航行を続け、操縦区画に戻ったとき、衝撃を受けてA船と衝突したことを知った。</p> <p>A船及びB船は、船長A及び船長Bが両船の損傷状況等を確認した後、それぞれ自力航行で係留地に戻った。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報していなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めた際、B船が北進するように見え、B船とは互いに左舷を対して安全に通過できると判断し、前路のみの見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、その後西進を開始して左舷方から接近することとなったB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが、航行の支障となる他船はいないと思い込み、後部甲板で漁の仕掛けの準備作業を行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、右舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が西進中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めた際、B船が北進するように見え、B船とは互いに左舷を対して安全に通過できると判断し、前路のみの見張りを行いながら同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、航行の支障となる他船はいないと思い込み、後部甲板で漁の仕掛けの準備作業を行いながら同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、他船を認めた場合、他船の動静を継続的に確認するとともに、特定の方向のみの見張りを行わず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、航行中、他船を認めない場合においても、見張りの妨げとなる作業は行わず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。